



県章

群馬県報

平成24年
11月16日(金)
第9046号

目次

ページ

告 示

○知事が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う県税に係る 手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正(税務課)	2
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○土砂災害警戒区域等の指定(砂防課)	3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	3
○同	4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課)	4
○同	4
○同	5
○土地改良事業共同施行の認可(農村整備課)	5
○土地改良事業の完了(同)	5
○土地改良区役員の就退任の届出(同)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第344号

知事が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う県税に係る手続等の根拠となる法令等の告示（平成17年群馬県告示第690号）の一部を次のように改正し、平成24年11月26日から施行する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

表1 地方税法（昭和25年法律第226号）の部第53条（法人等の道府県民税の申告納付）の項中「第28項」の次に「、第44項、第45項」を加え、同部第72条の25（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）の項中「第3項（」の次に「承認及び」を、「第5項（」の次に「承認及び」を加え、同部第72条の28（中間申告を要する法人の確定申告納付）の項中「第2項（」の次に「承認及び」を加え、同部第72条の29（清算中の法人の各事業年度の申告納付）の項中「第2項」の次に「（承認及び申告に係る手続等に限る。）」を加え、同表に次のように加える。

3 群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）	第50条の2（事業開始等の申告義務）	第1項（法人の設立に係る手続等に限る。）、第2項（法人の事務所又は事業所の設置に係る手続等に限る。）、第7項（申告をした事項の変更にあっては、法人の設立又は法人の事務所若しくは事業所の設置に係る手続等に係るものに限る。）
---------------------------	--------------------	--

◎群馬県告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山454（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲525・甲531・540の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙531
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地及び公共施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下久屋渋川線	渋川市赤城町津久田194番の1地先 から同市同字間ノ田271番の1地先 まで	前	5.0～19.0 15.0～36.0	496.5 414.0
			後	15.0～36.0	414.0

◎群馬県告示第347号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
戸鹿野	沼田市清水町	別図のとおり	地滑り	なし	なし	なし	なし	なし
上南	沼田市上発知町	別図のとおり	地滑り	なし	なし	なし	なし	なし
平出	沼田市白沢町	別図のとおり	地滑り	なし	なし	なし	なし	なし
岩室	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし
下川田町	沼田市下川田町	別図のとおり	地滑り	なし	なし	なし	なし	なし
穴原	沼田市利根町	別図のとおり	地滑り	なし	なし	なし	なし	なし
柿平	同上	同上	同上	なし	なし	なし	なし	なし

「別図」は省略し、群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第348号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成24年9月29日から適用する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

「前橋自動車教習所 前橋市関根町甲390」を「前橋自動車教習所 前橋市関根町二丁目1-18」に改める。

◎群馬県告示第349号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成24年10月23日から適用する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

「伊藤登云 渋川市渋川2693（いとう衣料品店）
福島荘太郎 渋川市渋川3658-22（福島屋）」を「伊藤登云 渋川市渋川2693（いとう衣料品店）」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自由が丘i s t
- 3 代表者の氏名 中村紀雄
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町引田111番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、少子晩婚化が進む地域に対して、セミナー・講演会などの啓蒙活動及び公共交通機関を使った婚活の支援に関する事業を行い、まちづくりの推進、子どもの健全育成、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月31日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人草の根国際協力研修プログラム

- 3 代表者の氏名 川嶋辰彦
- 4 主たる事務所の所在地 館林市本町一丁目1番43号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、国際ボランティア活動を普及・振興するための「教育、実践、及び研究」を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成24年11月1日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳴神の自然を守る会
- 3 代表者の氏名 山本芳正
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市相生町1丁目259番地の2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、鳴神山の自然に対して、自然保護に関する事業を行い、自然環境保全に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、東別所土地改良事業共同施行（区画整理）を平成24年11月5日認可した。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良事業の名称	施行者の名称	工事完了年月日
金井南平土地改良事業（区画整理）	金井南平土地改良区	平成23年3月25日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
天狗岩堰	理 事	再 任	齋藤治通	前橋市石倉町五丁目7番地4
	同	同	深澤秀夫	高崎市小八木町1097番地
	同	同	長井宇太郎	同 貝沢町2121番地
	同	同	羽鳥勝之	佐波郡玉村町大字板井1375番地
	同	同	小内敬太郎	同 同 大字川井674番地
	同	新 任	都丸耕治	前橋市総社町2414番地
	同	同	高橋金平	同 稲荷新田町529番地
	同	同	阿久沢正毅	高崎市新保町744番地
	同	同	大谷太久次	同 島野町640番地
	同	同	天田尚二郎	同 下滝町357番地
	同	同	關根春生	佐波郡玉村町大字角渕2206番地
	同	退 任	大山栄一	前橋市総社町総社2004番地
	同	同	牛込勝正	同 下新田町829番地1
	同	同	須藤哲次	高崎市日高町192番地
	同	同	清水長流	同 京目町104番地
	同	同	青野四十二	同 上滝町194番地1
	同	同	川野輝夫	佐波郡玉村町大字角渕2000番地1
	監 事	新 任	中林征也	前橋市上新田町976番地
	同	同	武井正利	高崎市正観寺町1010番地
	同	同	松本貞紀	同 京目町1256番地
	同	同	富田淳	佐波郡玉村町大字上新田1684番地
	同	退 任	都丸耕治	前橋市総社町総社2414番地
	同	同	高橋清	高崎市新保田中町458番地
	同	同	天田尚二郎	同 下滝町357番地
	同	同	徳江清東	佐波郡玉村町大字下之宮514番地1

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
